

論点例

I. 教職課程を設置する基本的な組織単位の在り方

現行制度のポイント

- 教職課程は、学則において入学定員が定められた組織のうち、最小単位である学科等を対象として認定。
- 学科等を単位として課程認定を行う趣旨は、学位プログラムの学習を基礎として教科の専門性や教職課程の質を保証するもの。
- 認定の単位となる学科等の目的・性格と免許状との相当関係が必要。

■論点例

1. 学則において入学定員が定められた組織のうち最小単位よりも大きな組織単位で認定を受けることも大学が選択できるようにするか。その場合、どの程度の大きさの組織単位までを大学が選択できるようにするか。

(参考) 教職課程認定基準 (平成13年7月19日教員養成部会決定)

2 教育上の基本組織

- (1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織 (以下「学科等」という。) ごとに認定する。なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。

(1) 学科、課程等

(参考)

○大学設置基準

第四条 学部には、専攻により学科を設ける。

- 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第五条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

○学校教育法

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項 (次条において「設置廃止等」という。) は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。 これらの学校のうち、高等学校 (中等教育学校の後期課程を含む。) の通常の課程 (以下「全日制の課程」という。)、夜間その他特別の

時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

○学校教育法施行令

第二十三条 法第四条第一項（法第百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

六 私立の大学の学部の学科の設置

(2) 学部、学校教育法第85条ただし書に規定する組織等

(参考)

○学校教育法

第八十五条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

○大学設置基準

第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

第六条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- 一 教育研究上適当な規模内容を有すること。
- 二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。
- 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。

(3) 大学、大学院全体

2. 現在よりも大きな組織を認定の基本的な単位とする場合、教職課程を統括する責任体制をどのように確保するか。

【例】全学的に教職課程を統括する組織や体制を充実させる。

Ⅱ. 教科専門科目の共通開設の在り方

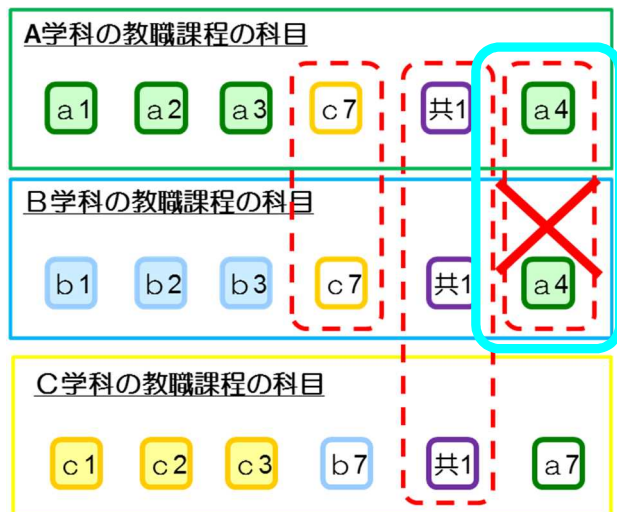
現行制度のポイント

- 学位プログラムを基礎として教科の専門性を保証する観点から、教職課程を設置しようとする学科等が自ら教科専門科目を開設することが原則。
- 他学科等で開設する授業科目をあてることが教職課程の科目内容の水準の維持・向上等に資する場合には一定の範囲において他学科等で開設する授業科目をあてることができる。
- 幼稚園、小学校の教職課程では、領域や全教科の専門科目であることを踏まえて、他の教職課程、学科等と共通に開設できない。

■ 論点例

1. 他学科等で教科専門科目としてより適切な科目が開設されている場合に、それを活用する観点から、学科等間の共通開設を現行より広く認めるか。

【例1】他学科等で開設する科目のうち教職課程の科目として認定されているものを、教職課程の科目に「あてる」こと。



【例2】科目区分の半数未満としている上限について、例えば科目区分の半数を超えていても開設授業科目の単位数の半数未満であれば可能とするなど、別の限度を設けること。

(例) C学科は、中学校及び高等学校・国語の課程認定を受けており、以下の「c」はC学科開設科目、「a」「b」は他学科等開設科目とする。

■中学校・国語

施行規則に定める教科に関する専門的事項	授業科目
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	c c c
国文学（国文学史を含む。）	a c
漢文学	b
書道（書写を中心とする。）	c c

4事項中2事項が他学科等開設科目を含み、専門的事項の半数(4÷2=2)までのため、**教職課程認定基準4-3(2)に照らし、可能。**

■高等学校・国語

施行規則に定める教科に関する専門的事項	授業科目
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	c c c
国文学（国文学史を含む。）	a c
漢文学	b

3事項中2事項が他学科等開設科目を含むため、**教職課程認定基準4-4(2)に抵触。**

2. 他の学校種の免許状取得を促進する観点から、異なる学校種間の共通開設を現行よりも広く認めるか。

	同一の学科等(課程認定基準4-8)						複数の学科等(課程認定基準4-9)					
	幼	小	中	高	養	栄	幼	小	中	高	養	栄
領域及び保育内容の指導法に関する科目: 領域に関する専門的事項	x	—	—	—	—	—	x	—	—	—	—	—
教科及び教科の指導法に関する科目: 教科に関する専門的事項	—	x	—	○	—	—	—	x	○	—	—	—
養護に関する科目	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	x	—
栄養に係る教育に関する科目	—	—	—	—	—	x	—	—	—	—	—	x

3. 現行よりも共通開設を広く認める場合、学生の履修環境及び担当教員の負担への配慮や全学的な教職課程の責任体制について、どのように確保するか。

【例】履修環境等に関する情報の公表を充実させる。

全学的に教職課程を統括する組織や体制を充実させる。

Ⅲ. 教職専門科目の共通開設の在り方

現行制度のポイント

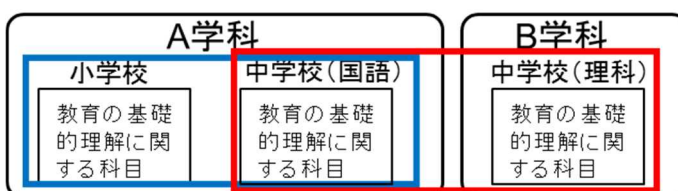
- 幼稚園及び小学校の教職課程を設置する「教員養成を主たる目的とする学科等」とその他の学科等では、教職専門科目の学位プログラム上の位置付けが異なるため学生の履修環境確保に配慮する必要があること等を踏まえ、学科等をまたがる共通開設に制限がある。
- 同一の学科等内では、教育実習、指導法等を除いては、異なる学校種間の共通開設が認められる。

■ 論点例

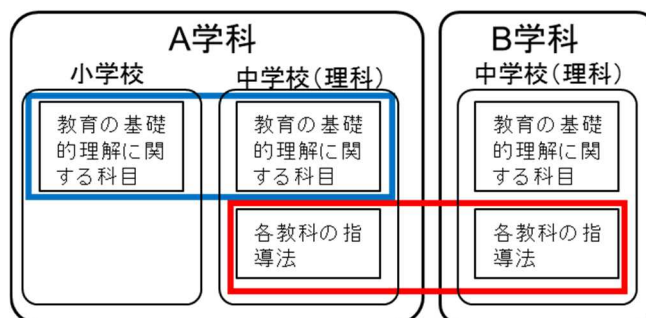
1. 他学科等で教職専門科目としてより適切な科目が開設されている場合に、それを活用する観点から、「教員養成を主たる目的とする学科等」とその他の学科等の間での共通開設を現行より広く認めるか。

【例】 次のような開設方法

- ①: A学科の小学校と中学校で共通開設し、同時にA、B学科の中学校で共通開設すること。



- ②: A学科の小学校と中学校で「教育の基礎的理解に関する科目」を共通開設し、同時にA、B学科の中学校で「各教科の指導法」を共通開設すること。



2. 他の学校種の免許状取得を促進する観点から、異なる学校種間の共通開設を現行よりも広く認めるか。

		同一の学科等 (課程認定基準4-8)						複数の学科等 (課程認定基準4-9)					
		幼	小	中	高	養	栄	幼	小	中	高	養	栄
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			○				×	×			○	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容			○				×	×			○	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			○				×	×			○	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			○				×	×			○	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			○				×	×			○	
	教育課程の意義及び編成の方法			○				×	×			○	
	教育の指導法等に関する科目	道徳の理論及び指導法 ※	—	○	—	○			—	×	○	—	○
	総合的な学習の時間の指導法 ※	—		○				—	×			○	
	特別活動の指導法 ※	—		○				—	×			○	
	教育の方法及び技術			○				×	×			○	
	生徒指導の理論及び方法	—		○				—	×			○	
	教育相談			○				×	×			○	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	—		○	—	—		—	×	○	—	—	
	幼児理解の理論及び方法	×		—	—	—		×	—	—	—	—	
に教育実践に関する科目	教育実習	○	○	×	×			×	×	○	—	—	
	学校体験活動	○	○	×	×			×	×	○	—	—	
	教職実践演習		○	×	×			×	×	○	—	—	
領域及び保育内容の指導法に関する科目: 保育内容の指導法		×	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—
教科及び教科の指導法に関する科目: 各教科の指導法		—	×	○	—	—		—	×	○	—	—	—
複合科目		×	×	○	—	—		×	×	○	—	—	—

※ 養護教諭及び栄養教諭については、免許法施行規則において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」と規定されており、このうち、道徳、総合的な学習の時間、特別活動に関する各内容に該当する部分であれば併せて共通開設可。

3. 現行よりも共通開設を広く認める場合、学生の履修環境及び担当教員の負担への配慮や全学的な教職課程の責任体制をどのように確保するか。

【例】履修環境等に関する情報の公表を充実させる。

全学的に教職課程を統括する組織や体制を充実させる。

IV. 専任教員の配置の在り方

現行制度のポイント

- 原則として、認定を受けようとする教職課程ごとに、当該学科等に籍を有する専任教員を教科専門科目、教職専門科目ごとに必要数配置。
- 科目を共通開設等する場合には、他学科等に籍を有する教員や他の教職課程の教員を、認定を受けようとする課程の専任教員とすること（専任教員の共通化）が、一定の範囲で可能。
- 共通開設が認められていない場合でも、担当する科目の専門分野に近接性がある場合には、専任教員の共通化が一定の範囲で可能。
- 入学定員に応じて、教科専門科目と教職専門科目を担当する専任教員について、それぞれ必要な人数を配置する。

■論点例

1. 科目の共通開設が認められていない場合についても、必要な業績を有している場合には、専任教員の共通化ができる余地を現行より広く認めるか。

【例】科目の共通開設が認められていない小学校の教科専門科目と中・高の教科専門科目について、同一教科の科目については、必要な業績がある場合には専任教員の共通化を可能とする。

2. 入学定員に応じた専任教員の配置の方法について、大学に一定の裁量の余地を認める観点から弾力化を認めるか。

【例】幼・小の専任教員について、入学定員が50人を超えた場合に追加的に必要となる専任教員について、担当する科目区分は大学の裁量によって決められるようにする（追加的に必要となる専任教員の総数は変更しない）。

【必要専任教員数】

	教科専門科目	教職専門科目
幼稚園教諭	3人以上	3人以上
小学校教諭	5人以上	3人以上

※ 入学定員が50人を超えるごとに、「教科専門科目」「教職専門科目」それぞれについて、1人ずつ増員

(教職課程認定基準4-1(3)、4-2(4))

3. 現行よりも専任教員の共通化を広く認める場合、学生の履修環境及び担当教員の負担への配慮や全学的な教職課程の責任体制について、どのように確保するか。

【例】履修環境等に関する情報の公表を充実させる。

全学的に教職課程を統括する組織や体制を充実させる。

V. 学部等連携課程に教職課程を設置する場合に課程認定を行う単位、科目の開設、専任教員の配置の在り方等

大学設置基準等改正案のポイント

- 大学は学部等に加えて、学部等が連携して編成する教育課程「学部等連携課程」の設置が可能。
- 学部等連携課程の専任教員は類似する学部等に相当する数を配置。但し、教育上支障がない場合、当該学部等連携課程と緊密に連携する学部等の専任教員が兼ねることが可能。（専任教員のダブルカウント）
- 学部等連携課程に所属する学生数は、当該課程と緊密に連携する複数の学部等の収容定員の数を合計した数の範囲内で学則に定める。
- 学部等連携課程の設置に関する審査プロセスの簡略化を図る。

■論点例

1. 認定の単位、科目の共通開設

学部等連携課程は、他の学部・学科等（緊密に連携する学部等も含む。）とは別の学位プログラムであることを踏まえ、認定の単位を学部等連携課程とするか。また、科目の共通開設について一般の学科等と同じ扱いをするか。

2. 専任教員の配置

学部等連携課程と緊密に連携する学部等との間では、設置基準において専任教員のダブルカウントが認められる方向性を踏まえ、学部等連携課程と緊密に連携する学部等の合計の定員の範囲内で専任教員のダブルカウントを可能にするか。

3. 教職課程認定の手続き

学部等連携課程の設置審査プロセスの簡略化を図ることを踏まえ、学部等連携課程に関する教職課程の認定についても、例えば提出書類の簡素化など、審査の簡略化を図るか。

【従来の学位プログラム】

学生の所属する組織 =
教員が所属する組織 =
学位プログラムの一対一の関係



【学部等連携課程】

学内資源を活用して学部横断的な教育を実現

